

事業主の皆さまへ

～平成27年10月に改正する適用事務のお知らせ～

平成27年10月に被用者年金一元化法が施行されることに伴い、健康保険・厚生年金保険の適用事務が変更になります。

●昭和12年4月1日以前に生まれた方の70歳以上被用者該当届の提出のお願い

- 平成27年10月1日以降、70歳以上被用者の届出対象外とされていた昭和12年4月1日以前に生まれた方についても賃金と年金額に応じた在職支給停止の対象となり、**70歳以上被用者該当届の提出が必要となります。**
- 昭和12年4月1日以前生まれで、平成27年9月30日以前から引き続き勤務している方にかかる70歳以上被用者該当届については、備考欄に「平成27年9月30日以前より継続」と記載した上で、該当年月日を平成27年10月1日としてご提出ください。

<記入例>

届書コード 269	処理区分 届書	厚生年金保険	70歳以上被用者	該当・不該当届	事務センター長 所	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者
--------------	------------	--------	----------	---------	--------------	-----------------	-------------	-----

⑦ 被用者の氏名		⑧ 被用者の住所										
フリガナ (氏)	ネンキン (名)	タロウ	フリガナ 〒	トウキョウト	スギナミク	タカイドニシ	3-5-24					
年金	太郎	東京	000-0000	都府県	杉並区	高井戸西	3-5-24					
① 基礎年金番号		② 生年月日		③ 事務所符号	④ 事業所整理記号	⑤ 事業所番号	⑥ 届書処理区分					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0			
				昭5 平.7	1	1	1	2	0	9		
⑦ 該当年月日		報酬月額		⑧ 標準報酬月額 相当額		⑨ 不該当年月日 (退職又は死亡の日)		⑩ 不該当原因				
該当	年	月	日	⑪	円	送	不	該	当			
平成	2	7	1	0	0	1	平成					
備考	平成27年9月30日以前より継続											
事業所所在地		〒 168-8505		事業所名称		株式会社 健保産業		事業主氏名		代表取締役社長 健保 一郎		
電話番号		03 (2345 局) 6789		社会保険労務士の提出代行者印				事務主印				

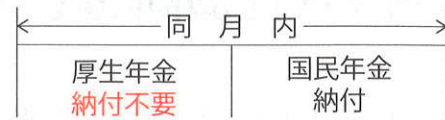
●同月中に被保険者資格を取得・喪失した場合の保険料の取扱いが変わります

- 平成27年10月1日以降に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者(第2号被保険者は除きます。)の資格を取得した場合には、**国民年金保険料のみを納めることとなり、厚生年金保険料の納付は不要となります。**
- この場合、該当する被保険者が在籍していた事業所に年金事務所よりご連絡いたします。

<改正前>



<改正後>



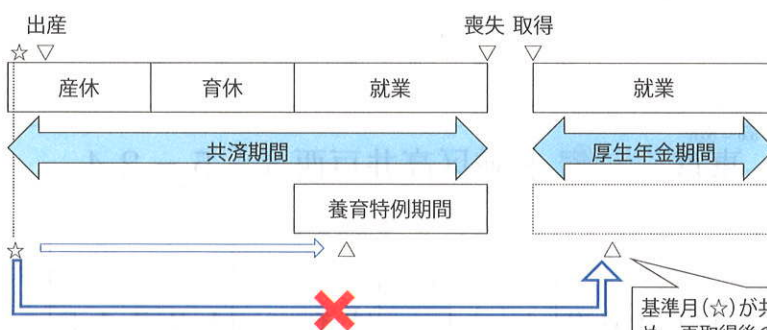
●養育期間の従前標準報酬月額みなし措置の取扱いが変わります

平成27年10月1日以降、共済組合等の加入期間中に基準月がある子を養育する場合でも、厚生年金加入期間についてみなし措置を受けることができるようになります。

※養育開始日が平成27年10月1日以降である子についての取扱いです。該当する子について申出をする場合は、養育期間標準報酬月額特例申出書の備考欄に「共済加入中に養育開始」と記入してください。

※従前標準報酬月額みなし措置…3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった人で、養育期間中の各月の標準報酬月額が養育開始月の前月(基準月)の標準報酬月額を下回る場合、事業主に標準報酬月額の特例を申し出ることにより、従前の標準報酬月額にて年金額を計算する特例措置。

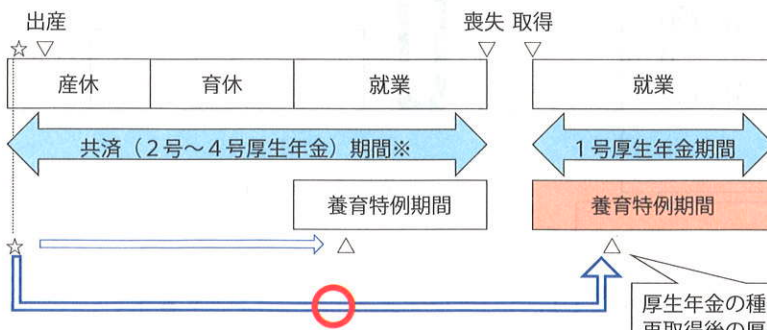
<改正前>



(☆は基準月(養育開始月の前月)を示す。)

基準月(☆)が共済期間中のため、再取得後の厚生年金期間中は養育特例に該当しない。

<改正後>



※共済組合等の加入期間は、被用者年金一元化法施行後、厚生年金期間となります。
 国家公務員共済組合→2号
 地方公務員共済組合→3号
 私立学校教職員共済制度→4号

厚生年金の種類に関係なく、再取得後の厚生年金期間中も養育特例に該当する。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。